

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○遊漁規則の一部変更の認可 (漁業管理課)	1
○公共測量の実施の通知 (5件) (用地対策課)	1
◎告示 (高知県会計規則第2条による出先機関及び取扱店の指定) の一部改正 (会計管理課)	2
公 告	
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	2

告 示

高知県告示第861号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、遊漁規則の一部変更を令和4年11月11日に次のとおり認可した。
令和4年11月18日

高知県知事 濱田 省司

嶺北漁業協同組合 内共第510号 第五種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所

嶺北漁業協同組合 長岡郡本山町本山530番地

(2) 漁業権の免許番号

内共第510号

(3) 遊漁規則の変更の内容

第4条第2項の表中

吉野川本流の徳島県と高知県との県境から吾川郡いの町高敷の高敷えん堤までの区域。ただし、同川の長岡郡大豊町東土居の同川と吉野川支流南小川との合流点から豊永大橋までの区域を除く。	6月15日午前5時から12月31日午後5時まで。ただし、吉野川本流の長岡郡本山町寺家の吉野川支流汗見川川口に設置されている漁業標識から対岸の土佐郡土佐町田井に設置されている
---	--

を「

吉野川本流の徳島県と高知県との県境から吾川郡いの町高敷の高敷えん堤までの区域。ただし、同川の長岡郡大豊町東土居の同川と吉野川支流南小川との合流点から下流の豊永大橋までの区域、同川の同郡本山町の山崎えん堤から下流65メートルまでの区域及び同川の土佐郡土佐町田井の吉田橋から上流の早明浦ダム直下までの区域を除く。	7月15日午前5時から12月31日午後5時まで
--	-------------------------

に改める。

附則として次のように加える。

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

令和5年1月1日

高知県告示第862号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年10月24日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年11月18日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（航空レーザ測深（レベル1000））
- 作業期間

漁業標識を見通す線から早明浦えん堤までの区域及び吉野川本流の同郡大川村上小南川の高敷発電所から吾川郡いの町高敷の高敷えん堤までの区域に限り7月15日午前5時から12月31日午後5時までとする。

令和4年9月10日から令和5年3月10日まで

3 作業地域

物部川河口から南国地区まで及び香南地区

高知県告示第863号

高知県土木部幡多土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年10月27日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年11月18日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（基準点測量、現地測量、用地測量）
- 作業期間
令和4年10月27日から令和5年1月27日まで
- 作業地域
四万十市安並

高知県告示第864号

高知県土木部幡多土木事務所宿毛事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年10月28日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年11月18日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（現地測量）
- 作業期間
令和4年11月4日から同年12月18日まで
- 作業地域
幡多郡大月町安満地及び龍ヶ迫

高知県告示第865号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年10月31日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年11月18日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（用地測量）
- 作業期間
令和4年10月31日から令和5年3月15日まで
- 作業地域
安芸郡東洋町野根地内

高知県告示第866号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年11月2日に受けたの

で、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年11月18日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量（撮影（デジタル）、写真地図作成）
- 2 作業期間
令和4年10月8日から令和5年3月24日まで
- 3 作業地域
物部川、仁淀川下流域及び高知海岸

高知県告示第867号

平成4年4月高知県告示第208号（高知県会計規則第2条による出先機関及び取扱店の指定）の一部を次のように改正し、令和4年11月21日から施行する。

令和4年11月18日

高知県知事 濱田 省司

別表の1 出先機関及び当該出先機関の取扱店の表中
 「〃 須崎東支店」
 を
 「〃 須崎支店」
 に改める。

 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

令和4年11月18日

高知県知事 濱田 省司

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
令和4年6月30日 4高幡土開第1号	宿毛市幸町1925番ほか14筆	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭